**安芸高田市地域おこし協力隊員　募集要項**

【令和2年度任用】

 令和元年12月20日現在

広島県安芸高田市

人口減少や高齢化等の進行が著しい当市にあって、地域外からの人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化に資する取組を推進するために、地域おこし協力隊員を次のとおり募集します。

**１．配置先・主な業務・募集人数**

配置先の主な業務の内容及び各募集人数は、次の表のとおりとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集部署 | 主　な　業　務　等 | 募集人数 |
| 企画振興部地方創生推進課 | ■食と農とのマッチング事業地元食材を使いたい飲食店の情報と、市内の農業者が作っている野菜の情報を収集し、産直市の仕組みを活用して結び付け、地産地消という新たな付加価値を創出し、産直市の新たな活用につなげていきます。①安芸高田市内の飲食店の食材のニーズに関する情報取集②市内の農業者が作っている野菜の情報収集③産直市の仕組みを活用した食と農のマッチング④地産地消という新たな魅力創出、情報発信【任期終了後のビジョン】　農業法人等で就業・起農、飲食店等の経営、道の駅で就業【業務場所】　地方創生推進課を拠点に農業法人、産直市等 | １名 |
| 【業務ごとに必要な資格や求める人材等】・安芸高田市の農・食に強い魅力を感じる方・食をテーマとした仕事がしたい方・農業を盛り上げたい方・地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方 |
| 市民部人権多文化共生推進課 | ■多文化共生推進事業多くの外国人が働き、地域の産業の担い手となっている安芸高田市では、より外国人にとって生活しやすい環境を整えることが急務となっています。市内在住の外国人の相談、日本語教室の充実をはじめ、新たに整備する多文化共生のための拠点施設の活用を進めていきます。①外国人相談業務の支援②外国人の移住定住に関わる企画立案、取組の実施③新たに整備する多文化共生の拠点施設等を利用した国際交流協会の活動支援【任期終了後のビジョン】　安芸高田市国際交流協会での活動の継続【業務場所】　人権多文化共生推進課・安芸高田市国際交流協会 | １名 |
|  | 【業務ごとに必要な資格や求める人材等】・多文化共生に興味がある方・できれば東南アジア圏の言語ができる方 |  |
| 共通業務及び活動 |
| （１）地域おこしの提案と実践（分野は問いません）（２）連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加（３）その他、目的達成に資する活動 |

**２．応募資格等**

（１）年齢　２０歳以上５０歳以下の人（性別不問）

（２）居住地要件（現在お住まいの住所地）

都市地域（条件不利地域（注）は除く）にお住まいの人、または、当市以外の同一地域で地域おこし協力隊員に一定期間（２年以上）従事し、かつ、解嘱から１年以内の人

注．条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域をいう。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法

③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

（３）委嘱期間中、安芸高田市に移住し、住民登録ができる人

（４）普通自動車運転免許を所有している人

（５）ワード・エクセル・パワーポイントなどの一般的なパソコンの操作ができる人

（６）地域活性化に関する活動に積極的に参加できる人

（７）誠実に業務を行うことができる人

（８）任期終了後、安芸高田市において起業・定住に意欲がある人

　（９）地方公務員法第１６条に該当しない人

**３．雇用形態・任期**

（１）会計年度任用職員（パートタイム）として、市長が委嘱します。

（２）委嘱期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までです。

ただし、活動状況を勘案して１年ごとに、最長３年を限度として再度委嘱することができます。

**４．報酬等**

基本報酬（月額） ２００，０００円（賞与なし）

※ 所得税、住民税、社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）等の本人負担分が差し引かれます。

**５．勤務日数及び勤務時間**

（１）週３０時間（1日当たり7時間45分以内）の勤務で、これを超える勤務は、原則として勤務時間の振替により調整します。

（２）活動時間帯は、活動内容によって変動します。

**６．待遇・福利厚生**

（１）社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。

（２）居住のための費用として（月額）３０，０００円を助成します。

（３）光回線等の通信基本料（年間）約５０，０００円を助成します。

（４）通勤手当（費用弁償）を一般職員に準じ支給します。

（５）活動には公用車を使用します。

（６）パソコン等事務機器は、市が貸与します。

（７）活動に関連して出張等を行った場合は市の一般職員の例により旅費を支給します。

（８）活動に必要と認められる経費は、予算の範囲内で負担します。

**７．応募手続**

（１）応募期間

　　令和元年１２月２０日（金）　～　令和２年１月２１日（火）（必着）

（２）提出書類

①　安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙

②　履歴書：書式は任意・写真（６か月以内・上半身・無帽・正面）貼付

③　住民票（世帯全員の記載のあるもの）

④　レポート（Ａ４用紙１枚程度で書式は自由）

テーマ　・地域おこし協力隊に応募した動機について

　　　　・地域おこし協力隊で行いたい活動、活かしたい能力について

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

（３）応募先

次のところに郵送又は持参してください。

〒７３１－０５９２

広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地

　　　安芸高田市役所　企画振興部地方創生推進課　　「地域おこし協力隊」募集担当

（郵送の場合）

提出書類を角形２号封筒（縦33.2 ㎝×横24 ㎝）に入れ、封筒の表左下に赤字で「地域おこし協力隊応募」と書き、裏に申込者の「郵便番号・住所・名前」を明記し、郵便局の窓口で必ず特定記録郵便扱いとして投函してください。その際、郵便局で発行される受領書は、第1次選考合否の通知が届くまで大切に保管しておいてください。

**８．選考方法、結果の通知**

（１）選考方法

①　第１次選考

受付期間終了後、書類審査により１次選考を行います。

なお、合否の結果は、文書等で個別に通知します。

②　第２次選考

第１次選考合格者を対象に、安芸高田市において２月上旬に面接試験を実施します。

日時・場所については第１次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

※応募にかかる経費（書類申請・面接時の交通費）は全て応募者の負担となります。

（２）選考結果の通知

第２次選考終了後、文書で個別に通知します。２月中旬を予定しています。

**９．その他**

　安芸高田市は、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

**10．お問い合わせ先**

安芸高田市役所　企画振興部地方創生推進課（担当：岡本・立川）

　　〒７３１－０５９２

広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地

電話０８２６－４２－２１２４　　FAX ０８２６－４２－４３７６

メール chihousousei@city.akitakata.jp

※地方公務員法

第16条　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　成年被後見人又は被保佐人

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

３　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

４　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

５　日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者